

◇新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

1 退職手当の支給割合の改正

新潟県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、知事等の特別職の職員の退職手当の支給割合を改正することとしました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年3月1日から施行することとしました。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第2号）

1 退職手当の基本額の改正

国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の基本額を改正することとしました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年3月1日から施行することとしました。